

蓮田市成年後見センター

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあり、日常生活や将来に不安があるかたについて、お気軽にご相談ください。



蓮田市マスコットキャラクター
『はすびい』

こんな「困りごと」はありませんか？

成年後見制度について知りたい

お金の管理ができなくなってきた

悪徳商法や詐欺被害が心配

障がいのある子どもの将来が心配

福祉サービスを利用したいが手続きができない

入院・入所等の契約ができない



【相談窓口】

蓮田市役所 福祉課 福祉総合相談窓口

〒349-0193

蓮田市大字黒浜2799番地1

受付時間 8:30～17:15

月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

☎048-768-3111（内線135）

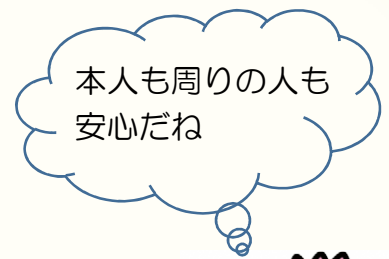
蓮田市 成年後見センター



成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、ひとりで決めることに不安や心配のあるかたが、自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切にしながら生活や財産を守り、契約を代わりに行うなど、さまざまな法的支援を行う制度です。

成年後見制度には判断能力が不十分になってから手続きを行う「法定後見制度」と、判断能力が十分なうちに手続きを行う「任意後見制度」があります。



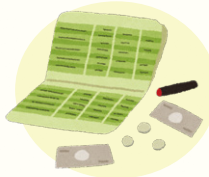
どんなことをしてくれるの？



書類の確認や手続き



福祉サービス利用の
手続き



通帳の保管や支払い



入院、施設入所などの
契約手続き



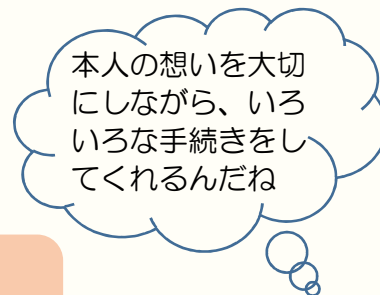
不利益な契約の
取り消し



財産管理や相続が
発生した時の
協議や手続き



定期的な訪問や見守り



**成年後見制度を利用する際は
家庭裁判所、公証役場等への手続きが
必要となります。**